

令和2年度

南 島 原 市

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に
かかる健全化判断比率等審査意見書

南島原市監査委員

3 南 監 第 57 号
令和 3 年 9 月 1 日

南島原市長 松本 政博 様

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 吉田 幸一郎

令和 2 年度 南島原市における地方公共団体の財政の健全化に関する
法律にかかる健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条 1 項の規定により、令和 3 年 7 月 19 日付け 3 南財第 240 号で審査に付された令和 2 年度南島原市健全化判断比率及び資金不足比率の審査を行ったので、南島原市監査基準第 16 条第 5 項の規定により、次のとおり意見書を提出します。

令和 2 年度 南島原市における地方公共団体の財政の健全化に 関する法律にかかる健全化判断比率等審査意見書

【1】 審査の対象

令和 2 年決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

1 令和 2 年度南島原市 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 令和 2 年度南島原市 資金不足比率

- (1) 水道事業会計
- (2) 下水道事業会計
- (3) 宅地開発事業特別会計

【2】 審査の期間

令和 3 年 7 月 20 日から令和 3 年 8 月 26 日まで

【3】 審査の方法

審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、令和 2 年度決算書、関係帳簿等と照合し、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、その計数の正確性等について審査した。

【4】 審査の結果

審査の対象となった財政健全化判断比率及び資金不足比率は関係法令等に準拠して算定されており、その算出の基礎は関係帳簿と符合し正確であると認められた。

【5】 審査の概要

1. 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

(単位：千円)

年度	実質収支額 A	標準財政規模 B	実質赤字比率 (-A)/B	早期健全化 基 準	財政再生基準
02	1,873,589	17,194,805	—	12.64%	20.00%
01	1,591,883	17,151,027	—	12.64%	

実質赤字比率は、一般会計等（本市においては一般会計のみ）の実質収支額の標準財政規模に対する比率で、実質収支が赤字の時のみに算定することとされている。

令和2年度一般会計決算において、実質収支が18億7,358万9千円の黒字となっているので、前年度同様に赤字は生じておらず、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

年度	連結実質 収支額計 A	標準財政規模 B	連結実質赤字 比率(-A)/B	早期健全化 基 準	財政再生基準
02	3,104,821	17,194,805	—	17.64%	30.00%
01	2,595,158	17,151,027	—	17.64%	

連結実質赤字比率は、全会計の実質収支額（公営企業会計は資金不足額）の合計の標準財政規模に対する比率である。

実質赤字比率と同じく、連結実質収支額が赤字の時のみ算定される。令和2年度の実質収支額の合計は31億482万1千円の黒字となっているので、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

(単位：千円)

年度	地方債 元利償還金 A	準元利 償 還 金 B	元利償還金 等に充てられ る特定財源 C	標 準 財 政 規 模 D	算入公債 費等の額 E	単年度比率 (A+B)-(C+E) /(D-E)	実質公債費 比 率 (3カ年平均)	早 期 健 全 化 基 準	財 政 再 生 基 準
02	2,477,462	545,539	10,460	17,194,805	3,802,075	△5.89524%	△4.1% △2.0	25.0%	35.0%
01	2,586,046	597,626	10,460	17,151,027	3,757,091	△4.35928%			
30	2,844,366	660,045	10,460	17,684,433	3,798,533	△2.19346%			
29	3,178,546	639,347	10,460	18,133,801	3,738,376	0.47971%			

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3カ年の平均で求められる。

令和2年度の単年度比率は、前年度より1.54ポイント下降している。当年度における実質公債費比率は、前年度より2.1ポイント下降し△4.1%となっており、前年度に引き続き早期健全化基準を下回っている。

(4) 将来負担比率

(単位：千円)

年度	将来負担額 A	充当可能財源等 B	標準財政規模 C	算入公債 費等の額 D	将来負担比率 (A-B)/(C-D)	早期 健全化 基準	財政再 生基準
02	32,166,508	45,529,151	17,194,805	3,802,075	—	350.0%	—
01	30,318,871	44,866,873	17,151,027	3,757,091	—		
増減	1,847,637	662,278	43,778	44,984	—		

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和2年度の南島原市の将来負担比率は、△99.8%となり昨年に引き続き0%を下回っており比率は算定されない。

なお、将来負担比率には財政再生基準は設定されていない。

2. 資金不足比率

(単位：千円)

会 計		資金不足額 (剰余額) A	事業の規模 B	資金不足 比率 A/B	経営健全化 基準	令和元年度 資金不足額 (参考)
法適用企業 会 計	(1)水道事業 会 計	△569,739	665,508	—	20.0%	△617,968
	(2)下水道事業 会 計	△315,934	205,621	—	20.0%	△79,722
法非適用企 業特別会計	(3)宅地開発事業 特別会計	—	—	—	20.0%	—

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。南島原市において、地方公営企業法の適用を受ける公営企業は水道事業会計及び下水道事業会計の2会計であるが、そのほかに宅地開発事業特別会計を地方公営企業法非適用会計として資金不足比率の算定を行う必要がある。

資金不足比率は、資金不足額を各会計の事業の規模で除して求められる。資金不足がなく剰余金を生じている場合は、実質赤字比率等と同じく比率は算定されない。したがって、法適用企業の2会計の比率は算定されない。また、宅地開発事業特別会計は、当年度をもって当該事業を廃止したことにより資金不足及び剰余金は発生しなかったため比率は算定されない。

※ 注)実質収支額について

本書中の実質収支額は、令和2年度決算統計額で表示した。したがって、令和2年度南島原市一般会計・特別会計歳入歳出決算書と一致していない。

【6】 むすび

令和 2 年度の南島原市健全化判断比率の 4 指標は、いずれも早期健全化基準以下となっている。

一般会計の実質赤字比率と一般会計、公営事業会計（国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計）及び公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計、宅地開発事業特別会計）の連結実質赤字比率がともに黒字であったため比率は算定されない。

実質公債費比率については、前年度より 2.1 ポイント下降し△4.1%となっている。これは、これまで計画的に行ってきた繰上償還の効果であり、将来負担比率も前年度に引き続き比率は算定されない。資金不足比率においても、資金不足がなく剰余金を生じており、実質赤字比率等に同じく比率は算定されない。以上のことから、令和 2 年度における南島原市の財政状態は良好であると判断することができる。

なお、当年度は、普通交付税算定における合併算定替の段階的縮減の最終年度であったが、税収の増などが影響し標準財政規模は若干の増となった。今後とも健全財政を堅持できるよう中長期的な視野での確実な財政運営に努められたい。